

# 参考：表示に関する情報が記載された書類の整備 (食品表示基準 Q&A)

## ■ 食品表示基準とその Q&A より、表示に関する情報が記載された書類の整備

食品表示基準 (抄)	Q&A (抄)
<p>第 41 条 2 食品関連事業者等は、この府令に基づく表示を適正に行うために必要な限度において、その販売する食品及び当該食品関連事業者等に対して販売された食品の表示に関する情報が記載された書類を整備し、これを保存するよう努めなければならない。</p>	<p>(雑則 - 2) 整理・保存に努めなければならない表示の根拠となる書類とは、どのようなものですか。</p> <p>(答)</p> <p>1 製造業者等が食品に表示を付すに当たり、当該表示の根拠となるデータを記した書類のことであり、電子媒体を含みます。</p> <p>このような書類としては、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 仕入れた食品の名称、原材料名、原産地等が表示された送り状、納品書、規格書、通関証明書(輸入品の場合)等</li> <li>② 小分け・製造した食品についての製造仕様書、製造指示書、原材料使用記録、製造記録等</li> <li>③ 販売した食品の名称、原材料名、原産地等が表示された送り状、納品書、規格書等</li> <li>④ 期限表示に係る期限設定の根拠書類</li> <li>⑤ 特色のある原材料等の表示に係る根拠書類</li> <li>⑥ アレルゲンに係る根拠資料</li> <li>⑦ 栄養表示に係る根拠資料</li> <li>⑧ ふぐに係る処理事業者の氏名又は名称、処理施設の住所、処理年月日等の根拠書類(ふぐ毒による食中毒発生時に、有毒部位の除去者、除去施設の所在地、除去年月日等を遡ることができるような記録や伝票等)</li> <li>⑨ 生かきに係る加工所の所在地、加工者の氏名又は名称、採取された水域等の根拠資料</li> </ul> <p>があります。</p> <p>2 なお、中間加工品の原材料等の情報がその容器包装のみに表示されている場合もありますが、使用済みの容器包装を保存することは実態上困難であることから、このような場合には、いつでも仕入元に対し、使用した中間加工品の情報を確認できるよう、仕入元の連絡先が記載された送り状、納品書等又は規格書等の整理・保存に努める必要があります。</p> <p>(雑則 - 3) 表示の根拠となる書類は、どの程度の期間保存する必要があるのですか。</p> <p>(答)</p> <p>少なくとも、食品が製造されてから消費されるまでの間、表示に関する書類を保存する必要があると考えます。それぞれの事業者等が取り扱う食品の流通、消費の実態等に応じ、自らの表示に対する立証責任を果たせるよう、合理的な保存期間(例えば、賞味期限が3年の食品であれば、少なくとも3年)を設定していただくことが望ましいと考えています。</p> <p>なお、原料原産地表示のうち、「又は表示」、「大括り表示」等を使用できる条件として求められる根拠資料等の保管期間については、(別添 新たな原料原産地表示制度(原原 - 40))を参照してください。</p>

資料の取扱い	Q&A (抄)
原料原産地表示に関する資料について	<p>(原原-38)「又は表示」、「大括り表示」又は「大括り表示+又は表示」をする場合に保管すべき資料はどのようなものですか。</p> <p>(答)</p> <p>1 「又は表示」、「大括り表示」又は「大括り表示+又は表示」をする場合、それらの表示が認められる原材料であることを示す根拠として、以下の資料を保管する必要があります。</p> <p>① 次に掲げる期間（事業者が定めた期間）がいつからいつまでかを示す資料</p> <p>ア 表示をする時点（製造日）を含む1年間（製造年、製造年度等）</p> <p>イ 過去又は今後の一定期間</p> <p>② 当該製品に用いる原材料について、(原原-27) や (原原-32) の方法に基づく過去又は今後の一定期間における原産地ごとの重量順位の変動や産地切替えがあることを示す資料</p> <p>③ 過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画をどのような単位（一製品ごとか、原料の管理を共通化している製品単位ごとか等）で計上したかを示す資料</p> <p>④ 「又は表示」、「大括り表示+又は表示」の注意書きをするものにあつては、注意書きが指し示す期間中の表示対象の原材料の原産地（「大括り表示+又は表示」の場合は、輸入品合計と国産品）ごとの使用割合の順を示す資料</p> <p>2 1の過去の一定期間における産地別使用実績の資料については、具体的には、</p> <p>① 産地が記載されている送り状や納品書等</p> <p>② 産地が記載されている規格書等であつて、容器包装、送り状又は納品書等において、製品がどの規格書等に基づいているのか照合できるようになっているもの</p> <p>③ 仕入れた原材料を当該製品に使用した実績が分かるもの（使用原材料の産地を記載した製造記録や製造指示書等）</p> <p>等、産地別の原材料の仕入実績及び使用実績を客観的に裏付ける資料が必要です。</p> <p>また、①から③までの資料だけでは、原産地ごとの使用割合の順等が容易に判断できない場合には、①から③までの内容を総括し、当該製品について原産地ごとの使用割合の順等が分かるようにした資料も保管する必要があります。</p> <p>3 また、1の今後の一定期間における産地別使用計画の資料については、具体的には、</p> <p>① 原材料に使用する原産地の使用計画が明確になっているもの</p> <p>② 原材料の納入元（商社等）からの原産地が記載されている調達計画及びその調達計画に基づき原材料を使用することが明確になっているもの</p> <p>③ 契約栽培等の生産者との契約及びその契約に基づき原材料を使用することが明確になっているもの</p> <p>等が必要です。</p> <p>4 いずれの場合も、過去又は今後の一定期間及び表示をする時点（製造日）を含む1年間（製造年、製造年度等）が明確であつて、内容が表示根拠として合理的な内容のものを、製造・流通の実情に応じて保管してください。また、監視（立入検査等）の際には、実際の原材料の使用状況について、表示内容と違いがないかの確認をすることとなりますので、製品製造時の使用実績が分かる資料も保管してください。</p>

資料の取扱い	Q&A (抄)
原料原産地表示に関する資料の保管について	<p>(原原-40)「又は表示」、「大括り表示」又は「大括り表示+又は表示」の根拠資料等は、どの程度の期間、保管する必要があるのですか。</p> <p>(答)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (原原-27)、(原原-32)、(原原-38) のとおり、「又は表示」や「大括り表示」等ができる条件の1つとして、食品表示基準第41条の努力義務の規定とは別に、過去又は今後の一定期間における原産地ごとの重量順位の変動や産地切替えがあることを示す資料や、過去又は今後の一定期間における原産地ごとの使用割合の順を示す資料の保管が定められています。</li> <li>2 根拠資料等の保管期間は、その根拠を基に表示が行われている製品の <ol style="list-style-type: none"> <li>① 賞味(消費)期限に加えて1年間</li> <li>② 賞味期限の表示を省略している製品については、製造をしてから5年間とします。</li> </ol> </li> <li>3 「又は表示」、「大括り表示」等には過去の使用実績が活用されることとなりますので、そのことを見越して、現在の産地別使用割合等の書類の保管を行ってください。</li> </ol>